

国民保護業務計画

平成19年2月

静岡ガス株式会社

目次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第1節 国民保護業務計画の目的	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	1
第3節 国民保護業務計画の運用	2
第4節 想定する事態	2
第2編 平素からの備え	3
第1章 組織・体制の整備	3
第1節 国民保護体制の組織及び分担業務	3
第2節 社外機関との強調	4
第2章 計画実行のための準備	4
第1節 教育・訓練の実施等	4
第2節 施設の機能確保等	5
第3節 備蓄	6
第3編 武力攻撃災害への対処に関する措置	6
第1章 情報の収集及び報告	6
第1節 通報・連絡	6
第2節 被害情報の収集及び報告	7
第2章 災害時における広報	7
第1節 広報活動	7
第2節 広報の方法	7
第3章 防災要員の確保	7
第1節 防災要員の確保	7
第2節 他事業者等との協力	8
第4章 災害時における復旧用資機材の確保	8
第1節 調達	8
第2節 復旧用資機材置場等の確保	8
第5章 生活関連等施設の安全確保	8
第1節 生活関連等施設の安全確保	8

第6章 応急の復旧	9
第4編 武力攻撃災害の復旧に関する措置	9
第1章 災害の復旧	9
第1節 災害復旧のための措置	9
第5編 緊急対処事態への対処	10
第1章 緊急対処保護措置の実施	10
附 則	10
別表1 - 1 本社本部活動組織表	11
別表1 - 2 地区本部活動組織表	12
別表1 - 3 生産・供給管理センター本部活動組織表	13
別表1 - 4 小笠山事業所本部活動組織表	14
別表2 非常体制発令及び解除の権限者	15
別表3 非常体制発令及び解除、指令・情報の伝達経路	15
別表4 本部長代行順位	15
別表5 社外機関に対する通報・連絡の経路	16

第1編 総 則

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

この国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律¹（以下「国民保護法」という。また、同法施行令を以下「国民保護法施行令」という。）」第36条第2項及び第182条第2項並びに国民の保護に関する静岡県の国民保護計画²に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法その他必要な事項並びに生活関連等施設³の安全確保のための措置を定め、その的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。また、同じ目的で緊急処理事態⁴における緊急対処保護措置⁵を国民保護措置に準じた措置として定める。

1 平成16年 法律第112号

2 国民保護法 第34条に基づき静岡県が策定

3 国民保護法 第102条第1項に規定する生活関連等施設

4 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律（平成15年 法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」）第25条第1項に規定する緊急処理事態

5 国民保護法 第172条第1項に規定する緊急対処保護措置

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

1. 国民保護措置に関する情報提供

新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれの広報手段を活用して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努める。

2. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3. 国民保護措置の実施方法等に関する自主性

国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容及び実施方法等に応じ、国及び静岡県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報のほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国、静岡県から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安

全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び静岡県からの当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分に配慮する。

第3節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画との関連

この計画は、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づく防災業務計画、その他ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法等、関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4節 想定する事態

1. 武力攻撃事態

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は、複合して起こることも想定される。

種 類	特 徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2. 緊急対処事態

この計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。なお、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 国民保護体制の組織及び分担業務

1. 非常体制の区分

非常体制は、武力攻撃事態が発生するおそれがある場合、又は武力攻撃事態が発生した場合(以下「非常事態」という。)に発令するものとし、その区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
・ 武力攻撃事態の発生が予測される場合 ・ 国に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合	準備体制
・ 武力攻撃等により当社設備が被害を受けた場合 ・ 武力攻撃等により当社供給区域にて供給支障が発生した場合	国民保護体制

2. 組織及び分担業務

本社及び事業所等は、武力攻撃事態等に対応する対策組織を別表1-1、1-2、1-3、1-4のとおり定める。

3. 非常体制の発令及び解除

- (1) 武力攻撃事態等における非常体制の発令及び解除は、別表2により行うものとする。
- (2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、ただちに対策本部長に報告しなければならない。
- (3) 非常体制が発令されたときは、ただちに対策本部を設置し、その組織及び分担業務は別表1-1、1-2、1-3、1-4のとおりとする。
- (4) 対策本部長は、武力攻撃災害の発生のおそれなくなった場合又は武力攻撃災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常体制を解除する。
- (5) 発令及び解除の伝達経路は別表3のとおりとする。

4. 権限の行使

- (1) 非常体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。
- (2) 非常体制が発令された場合、対策本部長は、職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 対策本部長となる者に事故あるときは、別表4に定める本部長代行者がその職務を代行する。

5. 動員

対策本部長は、非常体制の発令後ただちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。

6. 指令伝達及び情報連絡の経路

本部及び支部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は別表3のとおりとする。

第2節 社外機関との協調

1. 国、地方公共団体との協調

国、地方公共団体とは、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(1) 地方公共団体国民保護協議会等への参加と協力

地方公共団体国民保護協議会等には、委員等を推薦し参加させる。また、同協議会等の場を活用し、情報の共有化を図るものとする。地方公共団体国民保護計画を作成するため、地方公共団体から必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 対策本部等との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう、要請に応じ、対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

武力攻撃災害に関する情報の提供及び収集

武力攻撃災害の応急対策及び復旧対策

2. 防災関係機関との協調

産業保安監督部、警察、消防署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表5のとおりとする。

3. 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員、資材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

4. 情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートが多ルート化、代行できる人員の指定など、被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2章 計画実行のための準備

第1節 教育・訓練の実施等

1. 教育

本社及び事業所等は、武力攻撃災害に関する意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、従業員等関係者に対する教育を実施する。

2. 訓練

本社及び事業所等は、国民保護措置を円滑に推進するため、被害の想定を明らかにした実践的な訓練を行う。訓練は、自然災害等を想定した防災訓練との連携についても考慮する。また、国及び地方公共団体等が実施する訓練には積極的に参加する。

3. 諸規則の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則を整備するとともに、訓練等を通じて社員に周知徹底し、他の計画との整合性を確認する。

第2節 施設の機能確保等

1. 施設の機能の確保

ガス設備については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のための導管ネットワークのループ化や供給源となる地区整圧器の分散配置などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス発生設備などのガス供給代替施設の整備に努める。

2. ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおりの措置を講ずる。

(1) 火災等への対策

ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。

(2) 非常用設備の整備

連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステム、データベースのバックアップ対策を講じる。

自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

防災中枢拠点設備

対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

(3) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。

第3節 備蓄

1. 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

2. 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所、供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

3. 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

4. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

5. 前進基地等の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

第3編 武力攻撃災害への対処に関する措置

第1章 情報の収集及び報告

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

(1) 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は別表3、5のとおりとする。

2. 通信の確保

(1) 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、衛星電話、無線通信等を使用して行う。

- (2) 輻輳や断線等の通信障害に備え、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、衛星電話、無線通信等、通信手段の多重化を図るとともに、通信設備の停電対策を講じ、通信の確保に努める。

第2節 被害情報の収集及び報告

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、本社本部及び各地区本部は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、点検、調査情報を含め、速やかに各本部長に報告する。本社本部長は、各地区本部からの被害情報等の報告及び地方公共団体、防災関係諸機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。また、静岡県及び産業保安監督部に速やかに報告する。

(1) 一般情報

一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする供給区域内全般の被害情報

対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

その他災害に関する情報（交通状況等）

- (2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- (3) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- (4) 社員の被災状況
- (5) その他災害に関する情報

第2章 災害時における広報

第1節 広報活動

1. 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。
2. 災害発生後、ガスの供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

第2節 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、安全の確保に配慮した上で広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

第3章 防災要員の確保

第1節 防災要員の確保

1. 勤務時間外の武力攻撃事態等に備え、出社基準を定めておく。
2. 動員が指令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた出社基準に基づき速やかに所

属する事業所等に出動する。

3. 交通途絶等により所属する事業所等への出社が不可能な場合には、最寄りの事業所等に出社し、所属事業所等に連絡の上、当該事業所等にて災害対策活動に従事する。

第2節 他事業者等との協力

1. 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、武力攻撃災害発生後ただちに出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。
2. 自事業者のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき応援を要請する。

第4章 災害時における復旧用資機材の確保

第1節 調達

各本部の長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

1. 取引先、メーカー等からの調達
2. 各拠点間相互の流用
3. 他ガス事業者等からの融通

第2節 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

第5章 生活関連等施設の安全確保

第1節 生活関連等施設の安全確保

1. 共通する安全確保のための措置
 - (1) 武力攻撃事態等において静岡県知事から安全確保措置の要請を受けた場合には、必要な安全確保措置を実施する。
 - (2) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は地方公共団体に対し応援を要請する。
 - (3) 武力攻撃事態等において、施設の安全確保に必要な措置を講じる場合に警察、消防機関その他の行政機関に対し、安全確保のために必要な支援を要請する。
 - (4) 静岡県知事の要請に基づいて公安委員会又は海上保安本部等から立入規制区域の指定を受けた場合には、これに協力する。
2. 危険物質等の取扱所の使用禁止命令等に対する措置
武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置と

して、国及び地方公共団体からの危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限等の命令等が出された場合には、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

石油コンビナート等特別防災区域のガス製造所等は、防災の施設、設備、資材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、適切に維持管理する。発災後速やかに周辺の事業者と協力し、武力攻撃災害の拡大防止を図る。

第6章 応急の復旧

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じたときには、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

第4編 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1章 災害の復旧

第1節 災害復旧のための措置

1. 復旧計画の策定

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

また、被害状況の把握と復旧計画の策定については、以下のとおり定め、復旧に当たってはその対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

(1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

復旧手順及び方法

復旧要員の動員及び配置計画

復旧用資機材の調達

復旧作業の日程

臨時供給の実施計画

宿泊施設の手配、食糧等の調達計画

その他必要な対策

(2) 重要施設の優先復旧計画

被害が甚大な場合には、供給停止地区の病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

2. 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき、速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

高・中圧導管の復旧作業

ア. 区間遮断

イ. 漏えい調査

ウ. 漏えい箇所の修理

エ. ガス開通

低圧導管の復旧作業

ア. 閉栓確認作業

イ. 復旧ブロック内巡回調査

ウ. 被災地域の復旧ブロック化

エ. 復旧ブロック内の漏えい検査

オ. 本支管、供給管、灯外内管の漏えい箇所の修理

カ. 本支管混入空気除去

キ. 内管検査及び灯内内管の修理

ク. 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）

ケ. 開栓

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処保護措置の実施

武力攻撃事態に準じるテロ等の事態においても武力攻撃事態等の国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施する。

なお、緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

附 則

この業務計画は、平成19年3月1日より実施する。

本 部 長 （ 社 長 ）	副 本 部 長 （ 専 務 執 行 役 員 ま た は 環 境 安 全 推 進 室 担 当 執 行 役 員 ）	班 名 (班 長)	担 当 名	活 動 内 容	部 署 名
		総 括 班 〔 環 安 推 進 室 担 当 執 行 役 員 〕	総 括 担 当	1) 体制の発令、解除及び指令の伝達 2) 本部設営、対策会議の開催 3) 県災害対策本部へ派遣の指示、行政各機関との情報交換 4) 経済産業省、関東東北産業保安監督部、日本ガス協会 関東中央部会との情報交換 5) 先遣隊対応、応援要請	環 安 推 進 室 監 査 室
		総 務 班 〔 コーポレート サービス部長 〕	総 務 担 当	1) 本部組織の編成、勤務体制の確認 2) 本部要員の食糧、飲料水、備品等の調達及び配布 3) 救急用品、医薬品の確保と調達 4) ガス協会先遣隊、応援者受入れ準備 (宿舎、駐車場、食糧、輸送手段等の確保) 5) 本社社屋の被害状況把握と水道水 (貯水槽) の確保 6) 本社自家発の運転及び管理 7) 他の班に属さない業務	総 務 労 務 人 材 開 発 経 理 広 報 ・ I R
			人 事 担 当	1) 各本部及び各支店間等要員の配置、健康管理 2) 全従業員及びその家族の動向把握 3) 全被災従業員への対応	
			広 報 担 当	1) TV、ラジオ報道関係等より情報収集 2) マスコミ取材対応 3) マスコミへの情報提供と広報の依頼 4) 需要家への広報の統括	
		情 報 班 (営 業 統 括 部 長)	情 報 担 当	1) 各地区本部との通信、情報収集及び整理 2) その他全ての情報収集及び整理 (情報収集員として生産・供給班より応援する)	計 画 推 進 営 業 業 務 広 域 営 業
		生 産 ・ 供 給 班 (生 産 ・ 供 給 部 長)	生 産 輸 送 担 当	1) 仕掛工事、作業の応急措置、被害状況把握 2) 各地区圧力及び送出力の把握とガス生産量の総合調整 3) 生産設備、球形ガスホルダーの被害状況把握 4) 高圧幹線・供給設備の被害状況把握 5) 生産設備の応急復旧計画の作成と協議	生 産 輸 送 供 給
			供 給 担 当	1) 供給設備 (低中圧) 被害状況の把握 2) 供給状況、製造状況の把握、緊急対策の調整 3) 復旧対策の検討 4) 通信設備及び通信状況の把握と本部表示システムの管理	
		業 務 班 (企 画 部 長)	業 務 担 当	1) 所要資機材の在庫量の把握及び調達、輸送体制の確保 2) 原料の調達 (ローリーの緊急輸送手配) 3) 車両及び車両等燃料の把握と調達	経 営 企 画 財 務 原 料 購 買 (営 業 統 括 部)
顧 客 班 〔 リビング 営業部長 〕	顧 客 担 当	1) 一般需要家の被害状況の把握 2) 顧客受付体制の編成 3) 復旧体制の検討 4) エリアカンパニーの被害状況の把握及び支援	エリアサポート リビング開発		
特 需 班 〔 エネルギー 営業部長 〕	特 需 担 当	1) 大口需要家の巡回及び被害状況の把握 2) 優先復旧先の検討及び調整 3) エコ・ステーション他NGV充填設備の被害状況の把握	産 業 エ ネ G 都 市 エ ネ G エ ネ 技 術 G N G V 推 進 G		
コ ン ピ ュ ー タ 班 〔 業 高 化 推 進 室 担 当 執 行 役 員 〕	コ ン ピ ュ ー タ 担 当	1) 情報機器被害状況及び仕掛演算の把握 2) S S S、情報ネットワーク等の被害状況の把握 3) 本社災害対策本部の情報表示システムの管理	業 務 高 度 化 推 進 室		

- ・ 本部長不在のときは副本部長がこれを代行し、班長不在のときは本部長が指名した者がこの任に当る。
- ・ 必要に応じ副班長を置くものとする。
- ・ 副班長、担当長は班長が指名する。
- ・ 非常災害対策本部の本部員は、本部長、副本部長、各班長のほか、平常時の職責におけるマネジャー、グループリーダー、室長以上とする。

別表 1 - 2

地区本部活動組織表

班名 (班長)	担当名 (担当長)	活 動 内 容	部 署 名
受付通信班 (エリアサポートGL)	受付通信担当	1) 受付体制の確立 2) ガス漏洩通報受付及び通報への対応 3) 各本部との通信の授受及び記録 4) 需要家への車輦による広報の実施	エリアサポートG
供給班 (導管保安GL)	供給担当	1) 仕掛工事の把握及び応急措置の指示 2) 供給設備、機器の巡視点検及び全体の進捗状況の把握 3) 土木、配管溶接業者の待機依頼及び要請 4) 被害状況の調査及び復旧(特にガス導管) 5) 応急供給操作(中圧管、移動式ガス発生設備等)及び圧力管理 6) 各種図面の準備及びコピー等	導管保安G
総務班 (総務GL)	総務担当	1) 本部組織編成、要員の配置 2) 要員の健康管理 3) 建物の被害状況の調査及び復旧 4) 食糧、飲料水、救急用品、医薬品及び備品の確保、調達 5) 各設備、各機器の巡視点検及び被害状況調査と把握 6) 応援者の受入れ 7) 主要道路状況の把握及び緊急通行車両の運行手続き 8) 所要資機材の在庫量の把握及び調達、輸送 9) 被災従業員及びその家族の動向把握と対応 10) 応急対策措置状況の記録、掲示及び社内広報 11) 応援要請、対外折衝(応援、見舞者の対応) 12) 広報機関等の対応、受付の記録 13) 広報、TV、ラジオ報道関係等よりの情報収集 14) 体制の発令、解除及び指令の伝達 (本社本部、地区本部等へ) 15) 市本部への連絡員派遣及び情報収集	総務G
特需班 (都市エネ開発GL)	特需担当	1) 特定需要家の巡回及び被害状況の把握 2) 特定需要家へのPRの実施 3) 他の担当に属さない業務	都市エネ開発G
顧客班 (リビング開発GL)	顧客担当	1) 各設備、各機器の巡視点検及び被害状況調査と把握 2) 全体の被害状況の把握(各担当より)	リビング開発G

- ・ 本部長不在のときは副本部長がこれを代行し、班長不在のときは本部長が指名した者がこの任に当る。
- ・ 必要に応じ副班長を置くものとする。
- ・ 副班長、担当長は班長が指名する。

別表 1 - 3

生産・供給管理センター本部活動組織表

本部長 (センター長)	副本部長 (生産送出管理TLおよび 幹線管理TL)	班名 (班長)	担当名 (担当長)	活 動 内 容	部 署 名
		送 出 班 (生産送出 管理TL)	送 出 担 当	1) 応急供給操作および圧力管理(中高圧) 2) 製造・送出計画の策定および調整 3) 清水LNG、吉原基地、池田基地との情報交換および応急措置	生産送出管理T
			総務・通信担当 (日勤者)	1) 全体の状況把握、及び記録(被災・復旧等全般) 2) 本社本部・地区本部との通信連絡、及び記録 3) 幹線無線の送受信および記録 4) 要員および家族の安否動向確認 5) TV、ラジオ等よりの情報収集 6) その他、他の担当に属さない業務	
		幹 線 班 (幹線管理TL)	池 田 基 地 および 吉原基地担当	1) 本部の指示等の通信連絡、および記録 2) 各設備、機器、建物等の巡視点検、被害状況の確認 3) 応急措置および復旧 4) 所要資機材の準備、確認 5) 構内防火対策および警備対策 (119番等、関係機関への連絡) 6) 要員および家族の安否動向確認 7) TV、ラジオ等よりの情報収集 8) 仕掛工事の応急措置	幹 線 管 理 T
幹 線 担 当	1) 幹線管理導管及び各基地の被害状況の調査、および復旧 2) 各種図面、機材の準備、運搬 3) 他工事および仕掛工事の応急措置				

- ・ 本部長不在のときは副本部長がこれを代行し、班長不在のときは本部長が指名した者がこの任に当る。
- ・ 必要に応じ副班長を置くものとする。
- ・ 副班長、担当長は班長が指名する。

別表 1 - 4 小笠山事業所本部活動組織表

本部長（小笠山事業所長）			
副本部長（事業所長が定めた者）			
担当名	担当の長	担当の副長	業務分担
業務担当	（中遠ガス） 第一事業部長	業務 GL	1) 需要家の通報受付及び通報への対応 2) 本社本部、掛川市、袋井市の関係機関への連絡及び応援等対外折衝 3) 需要家への広報の実施 4) 全体状況の把握、及び記録（被災、復旧等全般） 5) 食料、飲料水、救急用品、医薬品及び燃料等の確保 6) TV、ラジオ等よりの情報収集 7) その他、他の担当に属さない業務
	（袋井ガス） 営業 GL	営業第一 TL	
供給資材担当	（中遠ガス） 第二事業部長	工務 GL	1) 仕掛作業の応急措置 2) 導管及びメーター基地、ガバナーの被害状況の調査、復旧 3) 緊急バルブ操作の実施 4) 所要資器材の準備及び運搬 5) 各種図面の準備 6) その他供給に係る復旧作業全般
	（袋井ガス） 営業 GL	営業第二 TL	
製造原料担当	（中遠ガス） 第二事業部長	製造 TL 営業第二 TL	1) 各製造設備、原料設備、電気設備の巡視、点検及び応急措置 2) 応急供給操作及び圧力管理 3) 原料の調達 4) 仕掛作業の応急措置 5) その他製造に係る復旧作業全般
被災特需担当	（袋井ガス） 営業 GL	営業第一 TL	1) 作業中の業務の把握、応急措置の指示 2) 特定需要家の設備、機器の巡視点検及び被害状況の調査、把握 3) 特定需要家への応急措置 4) その他特定需要家に係る復旧作業全般

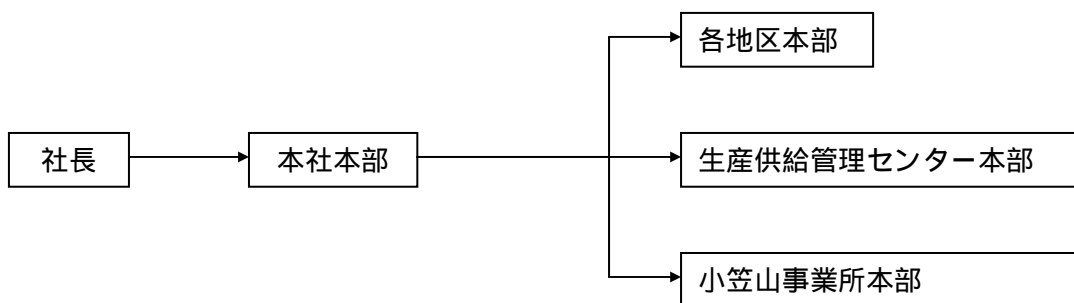
- ・小笠山事業所、中遠ガス、袋井ガス合同の対策本部を設置する。
- ・本部長不在のときは副本部長がこれを代行し、副本部長不在のときはあらかじめ指名された者がこの任に当たる。
- ・袋井ガスとは、特に相互の連絡を密とする。

別表2 非常体制発令及び解除の権限者

非常体制の区分	発令及び解除権限者
準備体制	社長
国民保護法体制	社長

非常体制の発令及び解除は原則として社長が行う。ただし、緊急を要する場合等必要に応じ、事業所等の長は、当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、ただちに対策本部長に報告しなければならない。

別表3 非常体制発令及び解除、指令・情報の伝達経路



別表4 本部長代行順位

本 部 名	本部長	本部長代行順位
本社本部	社長	保安・安全統括担当執行役員
		環境安全推進室長
		あらかじめ本部長が定めた者
地区本部	支社長	副支社長またはそれに相当する長
		あらかじめ本部長が定めた者
生産供給管理センター本部	センター長	生産送出管理 T L
		あらかじめ本部長が定めた者
小笠山事業所本部	事業所長	あらかじめ本部長が定めた者

別表5 社外機関に対する通報・連絡の経路

